

## 郊外幹線道路における屋外広告物規制のための実態把握～山梨県アルプス通りを対象として～

山梨大学工学部土木環境工学科  
山梨大学大学院医学工学総合研究部

○学生会員 山岸 鑑頌  
正会員 大山 勲

## 1. はじめに

屋外広告物は景観を阻害する要因となる。地方都市においては市街地のみならず郊外田園地域への屋外広告物乱立が問題となっている。

本研究は、地方都市郊外の幹線道路沿道における民間屋外広告物規制を考える上での見知を得るため、現状把握をおこない考察した。

## 2. 対象路線の選定

対象路線は主要な幹線道路で交通量が多い、山梨県甲府市と南アルプス市をつなぐ主要地方道甲府南アルプス線（アルプス通り）沿いの地域とした。背景には南アルプス、八ヶ岳、富士山などの山並みが一望できる美しい地域で、アルプス通りの開通により、沿道開発が活発化している。

## 3. 研究の手順

以下を調査した。

条例による規制の実態

広告物の形態および業種ごとの民間屋外広告物の掲出形態

## 4. 条例による規制の実態

山梨県屋外広告物条例では、それぞれの地域がもっている特性に合った規制ができるように、禁止地域を第一種、第二種の二段階、許可地域を第一種、第二種、第三種の三段階に区域化している。

それぞれ第一種よりも第二種、第二種よりも第三種の方が規制としては緩和されている。この規制区域は都市計画における用途地域と高速道路沿いを基に設定され、高さ、表示面積、色彩が規制されている。

しかし、対象路線の特徴的な景観資源である山の眺望を保全することに対しては不十分である。

## 5. 広告物分類と業種別民間屋外広告物掲出形態

対象地域内で確認された屋外広告物の総数は 1545 であった。そして屋外広告物の形態ごとの対象地域内

における分類と数、全体数に占める割合を表 1 に示した。

掲出数は、仮設的なものでは旗看板、立て看板、恒久的なものでは壁面広告物、独立広告板が多い。

表 1 屋外広告物形態分類表

| 1. 恒久的広告物                       |                                                                                       |                                               |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 独立広告塔<br>個数 85<br>全体に占める割合 5.5% |    | 建築物以外の敷地内に設置され、地上から 4m 以上の高さがあり、広告物が掲示されているもの |
| 独立袖看板<br>個数 53<br>割合 3.4%       |   | 建築物以外の敷地等に設置され、地上から 4m 以内の高さに掲示されているもの        |
| 独立広告板<br>個数 167<br>割合 10.8%     |  | 建築物以外の敷地等に設置され、地上から 4m 未満の高さに掲示されているもの        |
| 壁面広告物<br>個数 329<br>割合 21.3%     |  | 建築物またはその他の物件の壁面を利用して広告内容を表示するもの               |
| 屋上広告塔<br>個数 18<br>割合 1.2%       |  | 建築物の屋上に設置された立体的に広告内容を表示するもの                   |
| 屋上広告板<br>個数 32<br>割合 2.1%       |  | 建築物の屋上に設置された板状のものに広告内容を表示するもの                 |
| 屋根広告物<br>個数 9<br>割合 0.6%        |  | 屋根に直接書くことにより広告内容を表示するもの                       |
| 屋上建植袖看板<br>個数 1<br>割合 0.1%      |  | 建築物の屋上に設置された袖看板に広告内容を表示したもの                   |

Key Word：郊外道路景観、屋外広告物規制、

連絡先：〒400-8511 山梨県甲府市武田 4-3-11 山梨大学 土木環境工学科

|                             |                                                                                    |                                     |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 壁面突出広告物<br>個数 24<br>割合 1.6% |   | 壁面から突出して広告内容を表示するもの                 |
| 2. 仮設の広告物                   |                                                                                    |                                     |
| 旗看板<br>個数 348<br>割合 22.5%   |   | 布または網等を使用して表示される「のぼり旗」状のもの          |
| 立て看板<br>個数 286<br>割合 18.5%  |   | 移動性のあるもので、自立または建築物に立てかけて広告内容を表示するもの |
| 広告幕<br>個数 35<br>割合 2.3%     |   | 建造物またはその他の物件の壁面を利用して掲示された幕状の看板      |
| 電柱巻付看板<br>個数 91<br>割合 5.9%  |   | 電柱に巻きつけて広告内容を表示するもの                 |
| 電柱袖付看板<br>個数 67<br>割合 4.3%  |  | 電柱に袖付けされて広告内容を表示するもの                |
| 合計 1545 (100%)              |                                                                                    |                                     |

広告物を掲出していた業種は、コンビニ、ガソリンスタンド、パチンコ店、スーパーマーケット、飲食店、書店、自動車販売店、洋服店、めがね販売店、果樹園、ホームセンターの11業種である。各業種ごとの広告物形態別の割合を図1に示す。1店舗当たりの掲出数は概ね10前後である。

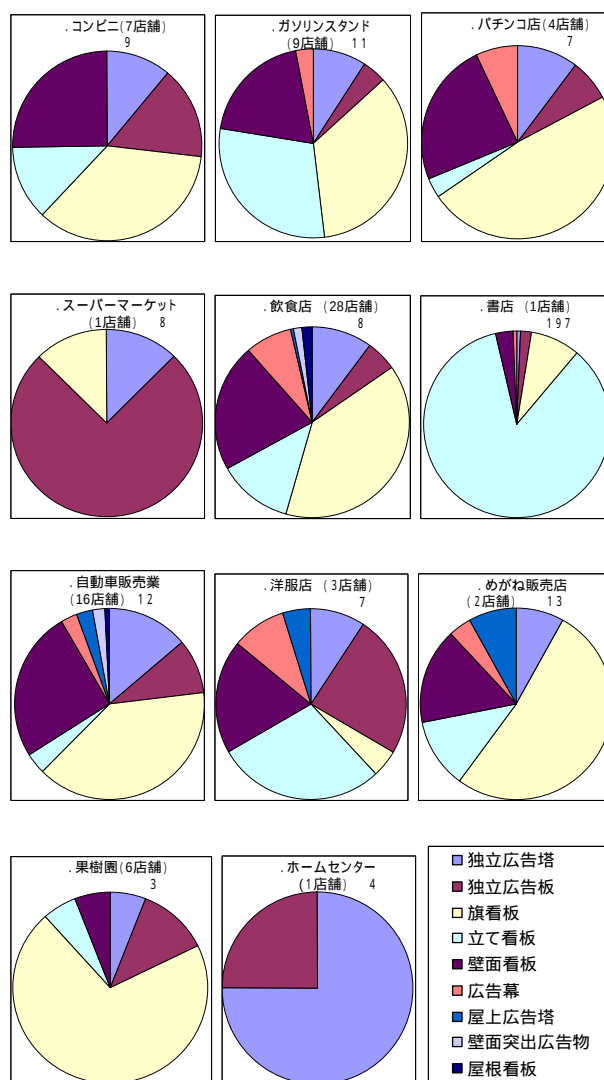
めがね販売店や果樹園では仮設的広告物の割合が高く、五割以上を占めている。

各業種ともに、全国チェーン店で独立広告塔の設置率が高く、特に飲食店はその傾向が強い。

業種ごとの掲出パターンを見ていくと、コンビニでは独立広告塔、壁面広告物、立て看板、ガソリンスタンドでは独立広告塔、壁面広告物、立て看板、広告幕、というパターンがみられた。またパチンコ店では全店で独立広告塔に電飾が取り付けられていた。

敷地面積が大きい店舗(果樹園を除く)ほど、道路沿いに旗看板などの小型で移動が可能な広告物が多くなる傾向がある。

広告物の大きさは自動車運転者を対象としているた



(図中の数字は1店舗当たりの平均掲出数)

図1 各業種の広告物掲出割合

め、大きなものが多い。

自動車販売業の中には、景観に配慮して広告物を掲出する企業がみられた。その配慮は店舗の高さと独立広告塔の高さを合わせたり、黄色や赤などの暖色系の色を使わないなどであった。

## 6. おわりに

良好な眺望景観の保護を考える場合、高層の建築物が少ない郊外幹線道路では、独立広告塔と屋上広告塔が与える影響は大きい。しかも、それらの広告塔を建てている店舗の大半が、全国展開している企業である。これは今後の規制対象として重要である。

また、掲出数の点からみれば、仮設的広告物の旗看板、立て看板、および独立広告板が多いことからこれらに対する規制が速効的であろう。